

横手市前郷墓園 使用の手引き

令和8年4月

この手引きには、横手市営墓園条例等に定められた、前郷墓園
を使用する時にお守りいただく事柄が書かれております。

これらをよくお読みになり、正しくご使用ください。

横手市役所市民生活部生活環境課

目次

1	使用許可証	3
2	管理手数料の納入	3
3	使用者の皆さまへのお願い	4
4	納骨（埋蔵・収蔵）	4
5	お墓の工事・設備制限及び利用方法等	6
6	各種届出、申請 承継申請手続き（名義変更）に必要な書類	8
7	使用許可の取り消し	10
横手市前郷墓園のお問い合わせ先		12

1 使用許可証

使用許可証は、お墓（埋蔵施設）を使用する権利を示す唯一の証書です。ご遺骨を納骨する場合や改葬する場合、お墓（埋蔵施設）の工事を行う場合等、手続きの際に必要となります。

他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人【使用者】が大切に保管してください。また、使用者が亡くなった場合などは、速やかに承継（使用者の変更）手続きをしてください（8頁参照）。

2 管理手数料の納入

管理手数料は、皆さまがお使いになる墓園の園路、トイレ、水くみ場等各種施設を維持管理する経費として、毎年1回納めていただくものです（墓所内は、使用者の自己管理となります。）。転居された場合の住所変更や、各種手続きがなされていないと、支払い用紙等が手元に届かなくなってしまう、長期滞納されると使用許可取り消しの対象となりますのでご注意ください。

使用者の方には、毎年6月に管理手数料納入通知書または口座振替通知書を郵送します。決められた期日までに必ずお納めください。

なお、銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等からの自動引き落としができますので是非ご利用ください。詳しくは生活環境課窓口へお問い合わせください。

種別・区分	規格	金額 ※
規制墓地 ア	4.0㎡	1,760円/年
規制墓地 イ	4.0㎡	1,760円/年
自由墓地	4.0㎡	1,760円/年
	6.0㎡	2,640円/年
	7.5㎡	3,300円/年
園路墓地	6.0㎡	2,640円/年
	7.5㎡	3,300円/年
	12.0㎡	5,280円/年

※1㎡につき年額440円（消費税を含む）。

**前郷墓園管理手数料の
お支払いは便利な口座振替で♪**

3 使用者の皆さまへお願い

■ごみの適正な処分について

前郷墓園ではカラスによるお供え物の散らかしや、お供えしたお花を包んであった紙やビニール、傘などの燃やさないごみが、下げ花や剪定枝に混ざり合い、所定の捨て場所においては不適正な処分が常態化しています。墓参の際にお持ちいただいた物については、各自で責任を持ち、**供花以外はお持ち帰りくださるようお願いいたします。**

■火災防止について

火のついたお線香や紙等の燃えさしは少量でも火災の原因となります。お線香やろうそくは消えたことを必ず確認してください。また、園内でごみ・卒塔婆等を燃やすことは禁じられています。

■園内の通行について

お彼岸（春・秋）、お盆期間中は、園内が混雑する関係上、お車でお越しの場合、時計回りに徐行していただきますようご協力ください。

■冬期間について

冬期間は雪のため入園することができません。

4 納骨（収蔵・埋蔵）

使用場所へ納骨する場合は、下記の書類を持参し、届け出をしてから納骨してください。

前郷墓園では、火葬した遺骨でないと納骨できません。

また、すでに他の墓所または納骨堂に納骨されている遺骨を前郷墓園に収める場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります。（土葬された遺骨は、火葬していただきます。）

必要書類	【自宅に遺骨がある場合】	【他の墓所や納骨堂から遺骨を改葬する場合】
	①前郷墓園使用許可証の提示 ②火葬許可証	①前郷墓園使用許可証の提示 ②改葬許可証（次項「遺骨の改葬手続き」を参照）

手続きの際は、「納骨届」に記入をお願いします。

遺骨の改葬手続き

すでに墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓所や納骨堂に移すことを「改葬」と言い、事前に「改葬許可証」が必要となります。

改葬許可証は、現在遺骨が納骨されている墓所や納骨堂が所在する市区町村が発行します。申請手続きについて事前に当該市区町村にお問い合わせください。

なお、横手市営墓園から他の墓所や納骨堂に移す場合については、事前に当該地域局市民サービス課または生活環境課へお問い合わせください（連絡先は次頁参照）。

①埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている墓所や納骨堂の管理者から「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいます。

②受入証明書の発行

改葬先の霊園等から「受け入れ証明書」またはそれに準じる証明書*を発行してもらいます。

③市区町村への改葬許可の申請

現在遺骨が納骨されている墓所や納骨堂が所在する市区町村で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。この申請の際に、上記の「埋蔵・収蔵証明書」と「受け入れ証明書*」を一緒に市区町村窓口へ提出してください。

*市区町村によって異なりますので、遺骨が納骨されている墓所や納骨堂が所在する市区町村に事前にお問い合わせください。

④納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓所や納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください（土葬骨の場合は、火葬してください）。

⑤遺骨の納骨

改葬先の霊園等で「改葬許可証」を提出し、納骨の手続きをしてください。

※⑤以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

※納骨について（a）お墓のカロートに納骨することを埋蔵といい、（b）納骨堂に収めることを収蔵といいます。

<横手市営墓園・市営墓地担当窓口>

地域	墓地・墓園	所在地	担当窓口
横手	前郷墓園	横手市前郷字兀山115番地	生活環境課
平鹿	傾城塚墓園 車長根墓園	横手市平鹿町浅舞字横手街道北135番地1 横手市平鹿町醍醐字車長根72番地	平鹿市民サービス課
大森	大森墓園	横手市大森町上溝字白山下16番地11	大森市民サービス課
十文字	十文字墓園	横手市十文字町梨木字堤の上地内（聖安公園）	十文字市民サービス課
山内	軽井沢墓地 相野々墓地	横手市山内土渕字軽井沢51番地 横手市山内平野沢字北相野々12番地2	山内市民サービス課

5 お墓の工事・設備制限及び利用方法等

(1) お墓（埋蔵施設）の工事手続き

墓石等の工事を行うときは、「使用許可証」及び「設計図書」「工事事業者登録証」を持参し、あらかじめ生活環境課に「前郷墓園工事許可申請書」を提出してください。（様式は生活環境課窓口で配布しています。）

ご注意

- ・届出のない工事は直ちに中止し、原状に回復していただきます。
 - ・着工開始1週間前までには工事許可申請書を届け出てください。
 - ・工事完了後は速やかに完了届を提出し、完了検査を受けてください。
- ※完了検査後に納骨をお願いします。



(2) お墓（埋蔵施設）の設備制限及び利用方法

もっとも一般的な平面墓地の形式であり、区画割された土地です。設備等は規制墓地に限りカロート及び台石のみ設置しています。墓所内の管理は、使用者の方が責任を持って行ってください。

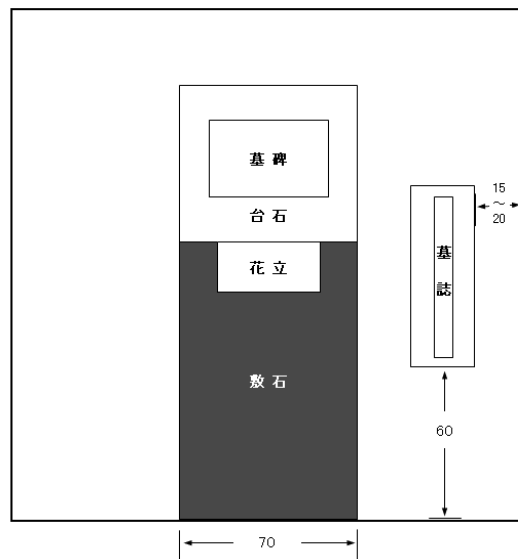
1. 墓石等の設置

- 設置位置等については、生活環境課にお問い合わせください。
- ご使用になる墓所において、墓石等の設置工事に際しては将来墓石の傾き等が発生しないよう、使用者の負担により、地固め、根切りなどに配慮願います。
- 墓石は一墓所に一墓石が原則です。
- 墓石を何年以内に立てなければいけない等の義務はありませんが、設置する場合は次頁の範囲内で建ててください。

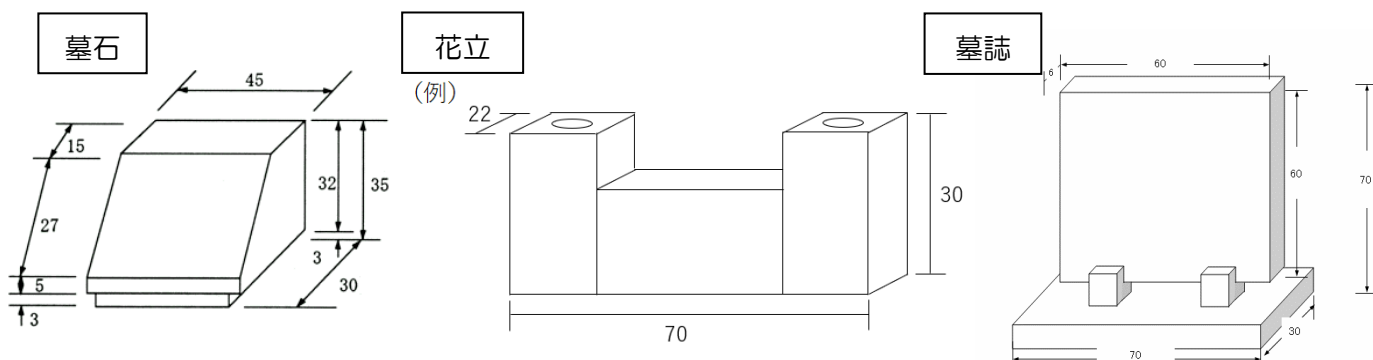
規制墓地

- **カロートの改造・生垣・土盛り・仕切り・囲障の設置・植樹等は一切できません。**また、卒塔婆立ては設置できませんが、区画内に置くことは可能です。
- 定められた規格の墓石と定められた規格内の花立を設置してください。
- 墓誌又は敷石の設置を希望する場合は、定められた規格の範囲内で設置することができます。
- 墓石又は墓誌の形状及び細部寸法は、次のとおりです。花立は規格の範囲内であれば形状は問いません。
- 敷石又は花立の台座は、高さの生じないものとし、設置する場合は、埋葬場所前面の園路のコンクリート縁天端から台石部分までとし、幅は台石の幅を超えないものとしてください。
- 上に記載されている以外の構造物は設置することができません。
- 墓石設置後に墓誌のみを追加設置したい場合は、新たに工事許可申請が必要です。

配置図



＜形状及び細部寸法＞（単位：センチメートル）



園路墓地・自由墓地

- 墓碑及びこれに類するものの高さは2.6メートル以内です。
- 囲障の高さは、0.6メートル以内です。

2. 樹木の管理（園路・自由墓地のみ）

- 墓所内に植樹する場合は、2メートル以内に整形できる樹種を使用してください。木の成長に合わせた十分な管理をお願いします。
- 隣地及び通路に支障のない範囲で管理してください。

6 各種届出、申請

次の場合には、速やかに生活環境課で所定の手続きをしてください。

(1) 使用者の住所・本籍・氏名が変わったとき

使用者の住所、本籍、婚姻等による氏名が変わったときは、生活環境課へ速やかに届け出てください。郵送による届け出も可能です。郵送の場合は、下記事項を記載し、変更事項を証明する書類^{*}を添付し、生活環境課宛にお送りください。

- ①使用者氏名 ②使用者墓地番号 ③新住所/新本籍/新氏名・電話番号
- ④旧住所/旧本籍/旧氏名

＜※変更事項を証明する書類例＞

- 【住所変更】本籍記載の住民票（本籍変更含）
- 【氏名・本籍変更】戸籍抄本

(2) 使用許可証の再交付を受けるとき

使用許可証を紛失したときや破損したときは、使用者は使用許可証の再交付を受けることができます。生活環境課で再交付の申請をしてください（再交付手数料200円）。

(3) 代理人を選任・変更するとき

平成29年度より、横手市に居住かつ独立の生計を営む代理人の選任が必須となりました。代理人を新たに選任または変更する場合、市営墓園使用者名義変更届出書（兼使用許可証記載事項変更届）の代理人欄に記入、および代理人の住民票（本籍記載不要）を添えて生活環境課へ申請をしてください。

代理人とは

墓地の管理に関し、使用者と共同で適正に管理する義務を負う人です。
使用者と連絡が取れない場合、代理人へ連絡する場合がございます。

(4) 使用者（名義人）を変更するとき

使用者の死亡、婚姻等によって使用者を変更する場合は、承継申請手続き（名義変更）をしてください。近年、使用者が死亡しても名義変更がなされず、長期間にわたって管理手数料が支払われないケースが増加しています。**管理手数料を3年以上滞納されると使用許可の取り消し対象**となります。なお、承継申請手続きは使用者が存命中であっても申請できます。

承継申請手続き（名義変更）に必要な書類

使用者を変更し、墓所を受け継ぐことを承継と言います。前郷墓園の墓所を承継できる方は、「①当該墓所の祭し主宰者」「②使用者の相続人もしくは親族または縁故者」です。承継手続きには次頁書類を添付の上生活環境課へお届けください。

なお、変更理由や承継者により異なる書類が必要になる場合がありますので、事前に生活環境課へご相談ください。

- ① 市営墓園使用者名義変更届出書（兼使用許可証記載事項変更届）
- ② 現使用者と新使用者の関係を証明する書類（親族関係等が確認できる戸籍等）
- ③ 新使用者の本籍記載住民票
- ④ 代理人の住民票
- ⑤ 現使用者の前郷墓園使用許可証（原本）

※祭し主宰者とは、前祭し主宰者（＝前名義人）からお墓等を引き継ぎ守るとともに、葬儀・法要の喪主・施主を務めるなど祖先や先故者の供養をしていく方のことです。

※縁故者へ名義変更する場合は、生活環境課へお問い合わせください。

＜親族関係等が確認できる戸籍等の例＞

例) 一郎（実父）から太郎（実子）に
名義変更する場合

親子が同籍の戸籍謄本例

本籍	秋田県横手市横手一丁目九番地
氏名	横手 太郎
出生	昭和59年6月21日
婚姻	平成20年6月5日
配偶者氏名	横手 桜子
続柄	長男
出生	昭和59年6月21日
婚姻	平成20年6月5日
配偶者氏名	横手 太郎
続柄	長男

親子が同籍していない戸籍謄本例

本籍	秋田県横手市前郷下三枚橋269番地
氏名	横手 太郎
戸籍事項	戸籍編製 【編成日】平成20年
戸籍に記載されている者	【名】太郎 新使用者 【生年月日】昭和59年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】横手 一郎 現使用者 【母】横手 桜子 【続柄】長男
身分事項	出生 【出生日】昭和59年6月21日 【出生地】秋田県横手市 【届出日】昭和59年6月26日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成20年6月5日 【配偶者氏名】横手 太郎 【従前戸籍】秋田県横手市横手1丁目2番地 横手 一郎

(5) お墓を使用しなくなったとき（施設の返還）

お墓を使用しなくなった（使用を終了する）場合は、遺骨の改葬を行うとともに使用していた施設を使用者の負担で原状^{*}に回復しなければなりません。生活環境課にご相談の上、速やかに返還の手続きをしてください。返還の手続き後、原状回復の確認をいたします。

永代使用料及び管理手数料はいかなる理由があっても還付できません。ただし、永代使用料は、未使用かつ使用許可日から1年未満の場合に限り還付します。

使用者の意思のもと園路墓地で使用許可申請をし、使用許可後に「やはり園路墓地から規制墓地に変更したい」などといった使用者の責に帰すると判断されるような場合も、永代使用料は返還できかねます。

※原状回復について

規 制 墓 地：台石の上にある工作物を撤去

園路・自由墓地：更地

7 使用許可の取り消し

次の場合には、横手市営墓園条例の規定により、使用許可を取り消し、または原状回復等を命じることがあります。

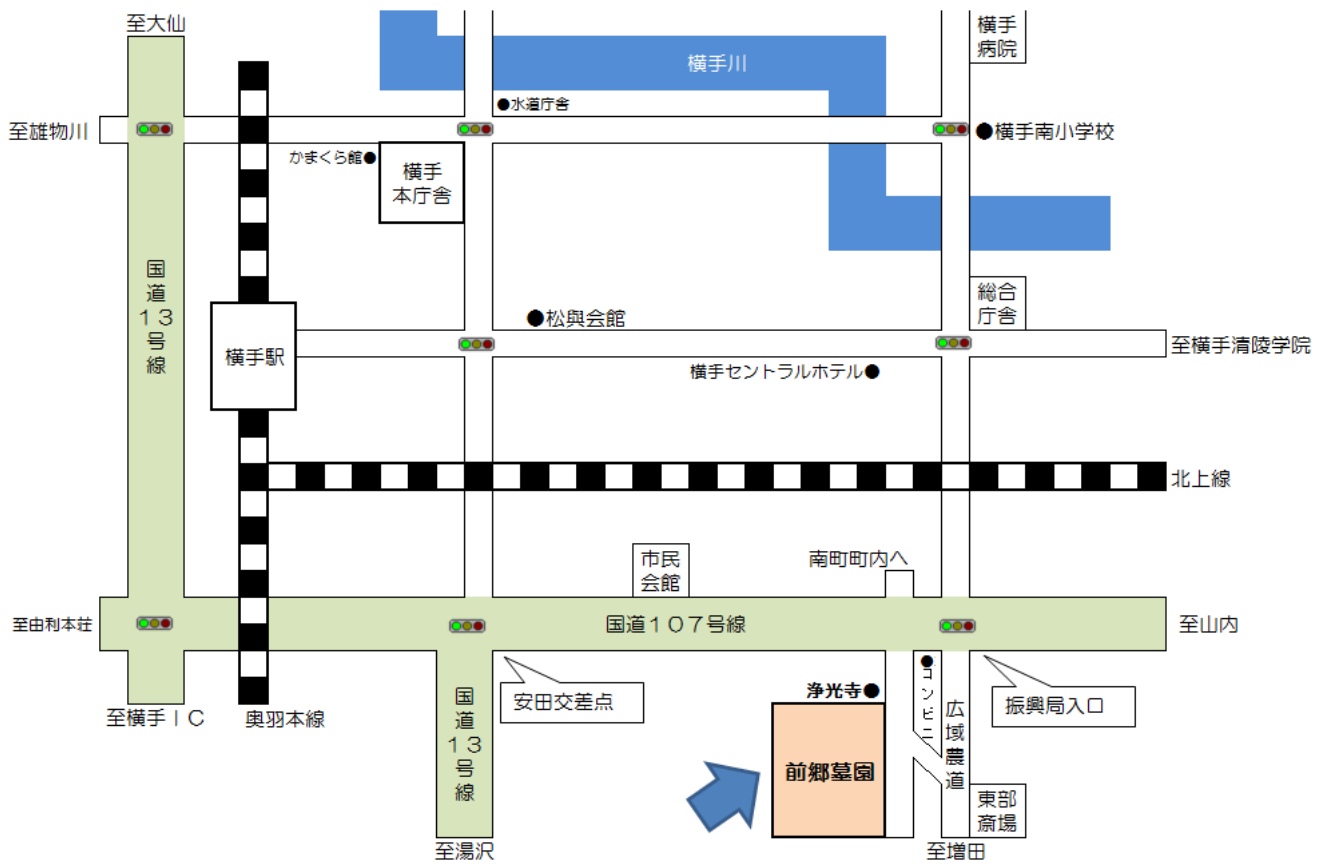
1. 使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき
2. 墓地の使用の権利を譲渡、または転貸したとき
3. 使用者が死亡し、または使用者である法人が解散した場合で、その祭しを行う相続人もしくは親族または縁故者等がないとき
4. 偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき
5. 管理手数料を3年以上滞納したとき
6. その他この条例またはそれに基づく規則に違反したとき

「許可に付する条件」

- 横手市営墓園条例及び横手市営墓園条例施行規則の規定を順守すること。
- 使用者は、使用許可を受けた施設を民法に規定する善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- 使用許可を受けた施設に墓碑等の設備を設置するときは、横手市営墓園条例施行規則に定める設備の基準に従って設置すること。
- 使用者の責に帰すべき事由によって市長が設置した施設又はこれに付属する設備を損傷した時は、補修し、またはこれに要する費用を賠償すること。

前郷墓園のご案内

【前郷墓園位置図】 横手市前郷字兀山115番地



【前郷墓園區画図】 令和8年4月現在区画図



前郷墓園のお問い合わせ先

【問い合わせ先】

横手市役所市民生活部生活環境課
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号
電話：0182-35-2184
Fax：0182-33-7838
E-mail：kankyo@city.yokote.lg.jp

生活環境課の窓口は、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は
閉庁日となりますので、期間中のお問い合わせは翌開庁日にご返答いたします。

この手引きは、令和8年4月1日現在の条例・規則等に基づき作成されています。制度の
改正等により、使用条件手続き方法等が変更される場合があります。最新の内容は下記横手市
ホームページをご覧ください。生活環境課にお問い合わせください。

令和8年4月発行

横手市役所公式サイト <https://www.city.yokote.lg.jp/index.html>